

令和4年度 教育委員会 第21回定例会 議案

1 日 時 令和5年3月15日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

第42号議案 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

… 1

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 42 号議案

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正を行う。

令和 5 年 3 月 15 日提出

静岡県教育委員会教育長

<第 42 号議案 概要>

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

1 改正理由及び内容

- ・公印押印の見直しに伴い、所要の改正を行う（第 14 条関係）
- ・令和 4 年度教育委員会組織改編に伴い、所要の改正を行う。（別表第 1 関係）
- ・電子決裁での処理を可能にするため、所要の改正を行う。（様式第 5 号関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

令和5年3月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

改正前	改正後
<p>(押印)</p> <p>第14条 <u>施行する文書等（県公報に登載するものを除く。）には、公印を押し、決裁文書（決裁を終えた文書等をいう。以下同じ。）と契印しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書等については、押印を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>県及び教育委員会の組織内部相互間の文書等（特に重要なものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>外部に対して施行する軽易な文書等</u></p> <p>様式第5号 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>公印事前押印（公印印影刷込み）承認申請書 (略)</p> </div> <p>(注)</p> <p>1 <u>この承認申請書は、2部提出すること。</u></p>	<p>(押印)</p> <p>第14条 <u>施行する文書のうち、次に掲げる文書に限って公印を押印するものとし、これら以外の文書への押印は省略するものとする。ただし、第2号から第4号までに掲げる文書のうち、形式的などの理由により、文書管理者が押印が不要であると判断したものについては、省略できるものとする。</u></p> <p>(1) <u>法令等の規定により公印を押印する必要がある文書</u></p> <p>(2) <u>県又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書</u></p> <p>(4) <u>その他、特に公印を押印することが必要であると認められる文書</u></p> <p>様式第5号 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>公印事前押印（公印印影刷込み）承認申請書 (略)</p> </div> <p>(注) 公印事前押印文書（公印印影刷込み文書）の写しを添付すること。</p>

<p><u>2</u> 公印事前押印文書（公印影刷込み文書）の写しを<u>1</u>部添付すること。</p>	
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 11 条関係)

種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	1	教育総務課	教総
	2	教育政策課	教政
	3	教育D X推進課	教D
	4	財務課	教財
	5	教育厚生課	教厚
	6	教育施設課	教施
	7	義務教育課	教義
	8	高校教育課	教高
	9	特別支援教育課	教特
	10	健康体育課	教健
	11	社会教育課	教社
	12	新図書館整備課	教新
	13	幼児教育推進室	教義幼
教育事務所	1	静岡教育事務所総務課	東教総
	2	静岡教育事務所地域支援課	東教地
	3	静岡西教育事務所総務課	西教総
	4	静岡西教育事務所地域支援課	西教地
教育機関(県立 学校を除く。)	1	中央図書館総務課	中図総
	2	中央図書館企画振興課	中図企
	3	中央図書館資料課	中図資
	4	中央図書館調査課	中図調
	5	総合教育センター総務企画・ICT推進課	総教総
	6	総合教育センター専門支援部研修課	総教専研
	7	総合教育センター専門支援部特別支援課	総教専特
	8	総合教育センター専門支援部教育相談課	総教専教
	9	総合教育センター総合支援部小中学校支援課	総教総小
	10	総合教育センター総合支援部高等学校支援課	総教総高
	11	焼津青少年の家	焼青
	12	観音山少年自然の家	観少
中学校	1	静岡県立清水南高等学校中等部	清南中等
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
	3	静岡県立ふじのくに中学校	ふ中
高等学校	1	静岡県立下田高等学校	下田高
	2	静岡県立松崎高等学校	松高
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊豆伊東高等学校	伊伊高

6	静岡県立熱海高等学校	熱高
7	静岡県立伊豆総合高等学校	伊総高
8	静岡県立韭山高等学校	韭高
9	静岡県立伊豆中央高等学校	伊中高
10	静岡県立田方農業高等学校	田農高
11	静岡県立三島南高等学校	三南高
12	静岡県立三島北高等学校	三北高
13	静岡県立三島長陵高等学校	三長高
14	静岡県立御殿場高等学校	御高
15	静岡県立御殿場南高等学校	御南高
16	静岡県立小山高等学校	小高
17	静岡県立裾野高等学校	裾高
18	静岡県立沼津東高等学校	沼東高
19	静岡県立沼津西高等学校	沼西高
20	静岡県立沼津城北高等学校	沼城高
21	静岡県立沼津工業高等学校	沼工高
22	静岡県立沼津商業高等学校	沼商高
23	静岡県立吉原高等学校	吉高
24	静岡県立吉原工業高等学校	吉工高
25	静岡県立富士高等学校	富高
26	静岡県立富士東高等学校	富東高
27	静岡県立富士宮東高等学校	宮東高
28	静岡県立富士宮北高等学校	宮北高
29	静岡県立富士宮西高等学校	宮西高
30	静岡県立富岳館高等学校	富岳館高
31	静岡県立清水東高等学校	清東高
32	静岡県立清水西高等学校	清西高
33	静岡県立清水南高等学校	清南高
34	静岡県立静岡高等学校	静岡高
35	静岡県立静岡城北高等学校	静岡城高
36	静岡県立静岡東高等学校	静岡東高
37	静岡県立静岡西高等学校	静岡西高
38	静岡県立駿河総合高等学校	駿総高
39	静岡県立静岡農業高等学校	静岡農高
40	静岡県立科学技術高等学校	科技高
41	静岡県立静岡商業高等学校	静岡商高
42	静岡県立静岡中央高等学校	静岡中高
43	静岡県立焼津中央高等学校	焼中高
44	静岡県立焼津水産高等学校	焼水高
45	静岡県立清流館高等学校	清流館高

46	静岡県立藤枝東高等学校	藤東高
47	静岡県立藤枝西高等学校	藤西高
48	静岡県立藤枝北高等学校	藤北高
49	静岡県立島田高等学校	島高
50	静岡県立島田工業高等学校	島工高
51	静岡県立島田商業高等学校	島商高
52	静岡県立金谷高等学校	金高
53	静岡県立川根高等学校	川高
54	静岡県立榛原高等学校	榛高
55	静岡県立相良高等学校	相高
56	静岡県立掛川東高等学校	掛東高
57	静岡県立掛川西高等学校	掛西高
58	静岡県立掛川工業高等学校	掛工高
59	静岡県立横須賀高等学校	横高
60	静岡県立池新田高等学校	池高
61	静岡県立小笠高等学校	小笠高
62	静岡県立遠江総合高等学校	遠江高
63	静岡県立袋井高等学校	袋高
64	静岡県立袋井商業高等学校	袋商高
65	静岡県立磐田南高等学校	磐南高
66	静岡県立磐田北高等学校	磐北高
67	静岡県立磐田農業高等学校	磐農高
68	静岡県立磐田西高等学校	磐西高
69	静岡県立天竜高等学校	天竜高
70	静岡県立浜松北高等学校	浜北高
71	静岡県立浜松西高等学校	浜西高
72	静岡県立浜松南高等学校	浜南高
73	静岡県立浜松湖東高等学校	浜湖東高
74	静岡県立浜松湖南高等学校	浜湖南高
75	静岡県立浜松江之島高等学校	浜江高
76	静岡県立浜松東高等学校	浜東高
77	静岡県立浜松大平台高等学校	浜大高
78	静岡県立浜松工業高等学校	浜工高
79	静岡県立浜松城北工業高等学校	浜城工高
80	静岡県立浜松商業高等学校	浜商高
81	静岡県立浜名高等学校	浜名高
82	静岡県立浜北西高等学校	浜北西高
83	静岡県立浜松湖北高等学校	浜湖北高
84	静岡県立新居高等学校	新高
85	静岡県立湖西高等学校	湖西高

特別支援学校	1	静岡県立沼津視覚特別支援学校	沼視特
	2	静岡県立静岡視覚特別支援学校	静視特
	3	静岡県立浜松視覚特別支援学校	浜視特
	4	静岡県立沼津聴覚特別支援学校	沼聴特
	5	静岡県立静岡聴覚特別支援学校	静聴特
	6	静岡県立浜松聴覚特別支援学校	浜聴特
	7	静岡県立御殿場特別支援学校	御特
	8	静岡県立沼津特別支援学校	沼特
	9	静岡県立富士特別支援学校	富特
	10	静岡県立静岡北特別支援学校	静北特
	11	静岡県立藤枝特別支援学校	藤特
	12	静岡県立袋井特別支援学校	袋特
	13	静岡県立浜松特別支援学校	浜特
	14	静岡県立浜名特別支援学校	浜名特
	15	静岡県立東部特別支援学校	東特
	16	静岡県立中央特別支援学校	中特
	17	静岡県立静岡南部特別支援学校	静岡南特
	18	静岡県立西部特別支援学校	西特
	19	静岡県立天竜特別支援学校	天特
	20	静岡県立浜北特別支援学校	浜北特
	21	静岡県立清水特別支援学校	清特
	22	静岡県立吉田特別支援学校	吉特
	23	静岡県立掛川特別支援学校	掛特
	24	静岡県立伊豆の国特別支援学校	伊特
	25	静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	浜み特

附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正

新 旧

規程名 静岡県教育委員会文書管理規程（平成13年静岡県教育委員会訓令甲第2号）

改 正 前			
別表第1 （第11条関係）			
種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	(略)	(略)	(略)
	12	幼児教育推進室	教義幼
	13	新図書館整備室	教社新
(略)			
中学校	(略)	(略)	(略)
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
高等学校	(略)	(略)	(略)
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊東高等学校	伊高
	5	静岡県立伊東商業高等学校	伊商高
	6	静岡県立熱海高等学校	熱高
	(略)	(略)	(略)
(略)			

対 照 表

改 正 後			
別表第 1 (第 11 条関係)			
種別	番号	課名等	課名等の頭字
本庁	(略)	(略)	(略)
	12	新図書館整備課	教新
	13	幼児教育推進室	教義幼
(略)			
中学校	(略)	(略)	(略)
	2	静岡県立浜松西高等学校中等部	浜西中等
	3	静岡県立ふじのくに中学校	ふ中
高等学校	(略)	(略)	(略)
	3	静岡県立稲取高等学校	稲高
	4	静岡県立伊豆伊東高等学校	伊伊高
	6	静岡県立熱海高等学校	熱高
		(略)	(略)
(略)			

静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正について

(教育総務課)

静岡県教育委員会文書管理規程（以下、「規程」という。）のうち、以下の事項について改正を行う。

1 公印押印に関する事項

公印押印の見直しに伴い、所要の改正を行う。（第 14 条関係）
知事部局と同様の改正

2 組織改編に関する事項

令和 4 年度教育委員会組織改編に伴い、所要の改正を行う。（別表第 1 関係）
別表第 1 が学校番号となる。学校番号の変更に伴い、学校に多大な影響を与えないようにする。伊東高校（番号 4）、伊東商業高校（番号 5）が閉校し、伊豆伊東高校が開校するため、番号を 4 とする。番号 5 を空き番とし、6 以降の学校番号に変更がないようにする。

ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画（静岡県立高等学校第三次長期計画）に基づき、令和 8 年度（2026 年度）の小笠地区の新構想高等学校開校時に学校番号を整理する予定。

現在	改正後
4 静岡県立伊東高等学校	4 静岡県立伊豆伊東高等学校
5 静岡県立伊東商業高等学校	
6 静岡県立熱海高等学校	6 静岡県立熱海高等学校

3 その他事項

様式第 5 号(第 25 条、第 26 条関係) 公印事前押印(公印影刷込み)承認申請書が紙媒体での処理になっていたため、電子決裁でも処理ができるように（注）の改正を行う。

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

第21回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	夜間中学開校に係る関係教育委員会規則等の改正	P 1
配付 報告 1	静岡県へき地手当支給規則の一部改正	P 5
配付 報告 2	静岡県教育委員会所有自動車管理規程の一部改正	P 7
配付 報告 3	静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正	P17
配付 報告 4	免職採用に係る規則改正	P19
＜非＞ 報告 事項 2	訴訟案件	非
＜非＞ 報告 事項 3	令和 5 年度教職員人事異動概況	非
＜非＞ 報告 事項 4	令和 5 年度教育委員会事務局所属長等報告	非

夜間中学開校に係る関係教育委員会規則等の改正

(義務教育課)

1 概要

平成 28 年 12 月に近年の義務教育段階の学び直しの場の必要性から「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布された。平成 29 年 3 月には、教育機会の確保に関する基本指針が策定され、国が「全都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう推進する」と定めたことから、本県では、令和 5 年 4 月に静岡県立ふじのくに中学校を開校する。これに伴い、本県教育委員会規則等について修正の必要が生じたため、静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、以下のとおり教育長専決により改正した。

よって、同規則第 6 条第 3 項第 1 号の規定に基づき報告する。

2 改正をした規則等及び改正内容

(1) 静岡県立学校管理規則

夜間中学は、保護者が就学させなければならない子（学齢生徒）以外の者を対象とした中学校であるため、ふじのくに中学校についての適用除外を設ける。

(2) 静岡県教育委員会処務規程

ふじのくに中学校の校長及び教員の任免、分限、服務その他の人事は義務教育課の所掌事務となるため、人事主管課長の定義に義務教育課長を追加する。

3 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則

静岡県立学校管理規則（昭和32年静岡県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>県立中学校</u>についての適用除外)</p> <p>第46条の2 <u>県立中学校</u>については、第2条第4項及び第5項、第3条、第5条第2項、第7条、第43条第1項並びに第46条第1項の規定により提出することとされている文書の様式は適用しない。この場合において、<u>県立中学校</u>の校長が教育委員会に提出すべき文書の様式は別に定める。</p>	<p>(<u>中学校</u>についての適用除外)</p> <p>第46条の2 <u>中学校</u>については、第2条第4項及び第5項、第3条、第5条第2項、第7条、第43条第1項並びに第46条第1項の規定により提出することとされている文書の様式は適用しない。この場合において、<u>中学校</u>の校長が教育委員会に提出すべき文書の様式は別に定める。</p> <p><u>2 前項の規定のほか、静岡県立ふじのくに中学校については、第8条から第8条の3まで、第33条及び第41条から第45条までの規定は適用しない。</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

静岡県教育委員会訓令甲第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会処務規程（平成30年静岡県教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改める。

令和5年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人事主管課長 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの人事を主管する課長として、それぞれに掲げる教育部の課長をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県立の高等学校及び中学校の職員（事務職員等を除く。） 高校教育課長</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 人事主管課長 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれの人事を主管する課長として、それぞれに掲げる教育部の課長をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県立の高等学校及び中学校 <u>（静岡県立ふじのくに中学校（以下「ふじのくに中学校」という。）を除く。）</u> の職員（事務職員等を除く。） 高校教育課長</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>ふじのくに中学校の職員（事務職員等を除く。）</u> 義務教育課長</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和5年4月1日から施行する。

白
紙

静岡県へき地手当支給規則の一部改正

(教育総務課)

◎専決処理により静岡県へき地手当支給規則の一部改正を行った。

○ 趣旨

令和 5 年 4 月 1 日から川根本町立中川根第一小学校（特別指定校）、川根本町立中央小学校（準ずる学校）、川根本町立中川根南部小学校（準ずる学校）の 3 校を統合し、川根本町立三ツ星小学校を川根本町立中央小学校の跡地に設置することから、静岡県へき地手当支給規則別表第 2 及び別表第 3 を改正する。

○ 改正理由

小学校の統廃合に伴うもの

○ 改正内容

改正前	改正後	備考
中央小学校	三ツ星小学校	別表 2（所在地変更なし）
中川根南部小学校	削除	別表 2
中川根第一小学校	削除	別表 3

○ 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

白
紙

静岡県教育委員会所有自動車管理規程の一部改正

(教育総務課)

1 改正理由及び内容

- ・ 道路交通法施行規則改正に伴い、安全運転管理者に運転前後のアルコールチェックが義務化されたため、改正を行う。(第 5 条及び第 12 条関係)
- ・ 公用車に設置されているドライブレコーダーについて、適切に管理・運用するために事前点検を追加(様式第 1 号)

2 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

静岡県教育委員会訓令乙第 号

本 庁
各 教 育 事 務 所
各 教 育 機 関
各 県 立 学 校

静岡県教育委員会所有自動車管理規程（平成16年静岡県教育委員会訓令乙第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前	改正後
<p>(安全運転管理者)</p> <p>第5条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の8に規定する台数以上の自動車が配置されている本庁の局等、出先機関及び支所等に道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(運転者及び運転職員の遵守事項)</p> <p>第12条 運転者及び運転職員は、道路交通法その他法令の研鑽を積むとともに、交通事故及び法令違反の防止に努め、又自動車の使用に当っては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1)～(4)</u> (略)</p>	<p>(安全運転管理者)</p> <p>第5条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号、<u>以下「施行規則」という。</u>）第9条の8に規定する台数以上の自動車が配置されている本庁の局等、出先機関及び支所等に道路交通法（昭和35年法律第105号）第74条の3の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）を置く。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な交通安全教育及び施行規則第9条の10各号に掲げる業務を行わなければならない。</u></p> <p>(運転者及び運転職員の遵守事項)</p> <p>第12条 運転者及び運転職員は、道路交通法その他法令の研鑽を積むとともに、交通事故及び法令違反の防止に努め、又自動車の使用に当っては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 自動車の使用前後において、酒気帯びの有無を安全運転管理者等の目視等により確認を受けること。</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号(その1)中

7. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。	
---------------------	------------------	--

を

「

7. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。	
8. ドライブレコーダー	1. 正常に作動していること。	

に改める。

」

様式第1号(その2)中

8. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。	
---------------------	------------------	--

を

」

「

8. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。	
9. ドライブレコーダー	1. 正常に作動していること。	

に改める。

」

附 則

この訓令乙は、令和5年4月1日から施行する。

(参考資料)

静岡県教育委員会所有自動車管理規程
の一部改正

改 正 前			
様式第 1 号（その 1）		（第 12 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
	運行管理者	課 員	担 当
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">日 常 点 検 表</div> <div style="text-align: right;"> （道路運送車両法 第 4 7 条の 2） （自家用乗用車等の日常点検基準）（第 1 条関係） </div> </div>			
登録番号	年 月 日	時実施	使用者氏名
点 検 箇 所	点 検 内 容		良 否
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダル踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2. ブレーキの液量が十分であること。 3. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。		
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷のないこと。 3. 異常な磨耗がないこと。 4. 溝の深さが十分であること。		
3. バッテリー	1. 液量が適当であること。		
4. 原 動 機	1. 冷却水の量が適当であること。 2. エンジン・オイルの量が適当であること。 3. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4. 低速及び加速の状態が適当であること。		
5. 灯火装置 及び方向 指示器	1. 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。		
6. ウインド・ウ オッシャー及 びワイパー	1. ウインド・ウオッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。		
7. 運行において 異常が認めら れた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。		
* 使用者自らが自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検を行い、必要に応じて整備を行えば良い。			

運行管理者		課員		担当
-------	--	----	--	----

日 常 点 検 表

(道路運送車両法 第47条の2)

(自家用乗用車等の日常点検基準) (第1条関係)

登録番号 _____ 年 ____ 月 ____ 日 時実施
 _____ 号 _____ 使用者氏名

点 検 箇 所	点 検 内 容	良 否
1. ブレーキ	1.ブレーキ・ペダル踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2.ブレーキの液量が十分であること。 3.駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	
2. タイヤ	1.タイヤの空気圧が適当であること。 2.亀裂及び損傷のないこと。 3.異常な磨耗がないこと。 4.溝の深さが十分であること。	
3. バッテリー	1.液量が適当であること。	
4. 原 動 機	1.冷却水の量が適当であること。 2.エンジン・オイルの量が適当であること。 3.原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 4.低速及び加速の状態が適当であること。	
5. 灯火装置 及び方向 指示器	1.点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。	
6. ウインド・ウ オッシャー及 びワイパー	1.ウインド・ウオッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 2.ワイパーの払拭状態が不良でないこと。	
7. 運行において 異常が認めら れた箇所	1.該当箇所に異常がないこと。	
<u>8.ドライブ レコーダー</u>	<u>1.正常に作動していること。</u>	

*使用者自らが自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に点検を行い、必要に応じて整備を行えば良い。

改 正 前					
様式第 1 号（その 2）		（第 12 条関係）		（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）	
		運行管理者		課員	
				担当	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">日 常 点 検 表</div> <div style="text-align: right;"> （道路運送車両法 第 4 7 条の 2） （事業用乗用車、自家用貨物自動車等の日常点検基準） </div> </div>					
登録番号	年	月	日	時実施	使用者氏名
点 検 箇 所	点 検 内 容				良 否
1. ブレーキ	1. ブレーキ・ペダル踏みしろが適当で、ブレーキのききが十分であること。 2. ブレーキの液量が適当であること。 3. 空気圧力のあがり具合が不良でないこと。 4. ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5. 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。				
2. タイヤ	1. タイヤの空気圧が適当であること。 2. 亀裂及び損傷のないこと。 3. 異常な磨耗がないこと。 * 4. 溝の深さが十分であること。				
3. バッテリー	* 1. 液量が適当であること。				
4. 原 動 機	* 1. 冷却水の量が適当であること。 * 2. ファン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファンベルトに損傷がないこと。 * 3. エンジン・オイルの量が適当であること。 * 4. 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 * 5. 低速及び加速の状態が適当であること。				
5. 灯火装置及び方向指示器	1. 点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。				
6. ウインド・ウォッシャー及びワイパー	* 1. ウインド・ウォッシャーの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 * 2. ワイパーの払拭状態が不良でないこと。				
7. エア・タンク	1. エア・タンクに凝水がないこと。				
8. 運行において異常が認められた箇所	1. 該当箇所に異常がないこと。				
（注）*印の点検は、該当自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。					

道路交通法施行規則（抄）

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六条の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五条第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。)を用いて確認を行うこと。
- 七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 八 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。
- 九 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと(法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。)

(件 名)

静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正

(教育DX推進課)

専決処理により、静岡県教育委員会等の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を改正した。

◎ 趣旨

- 行政手続におけるオンライン申請等にかかる手数料の納付を電子化し、デジタル化による県民の利便性を向上させるため静岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例が改正された。
- 教育委員会等の所管する事務における具体的な情報通信の技術を利用する手続等については、教育委員会規則で規定している。
- 今後は、電子申請（現状、「ふじのくに電子申請システム」を利用）による申請等に伴う事務手数料の納付方法として、電子納付が選択可能となる。
- 改正内容は、すでに改正されている県知事規則と同内容である。

◎ 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

白
紙

(件名)

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部改正について

(義務教育課)

1 本規則の概略

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 47 条の 2 第 2 項の規定により、市町の県費負担教職員で地教行法第 47 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当するものを免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職に採用することの手続に関し、必要な事項を定めている。

2 改正理由

定年引上げに伴い、本規則の基準となる地教行法第 47 条の 2 第 1 項が改正されたため、本規則も、地教行法に準じて改正を行う。

3 改正内容

(1) 第 1 条中の対象外となる再任用職員及び再任用職員（短時間勤務）について、定年引上げに伴い、当該職が段階的に廃止されるため、本則から削除し、令和 14 年 3 月 31 日までの暫定再任用職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）について、地教行法と同様に附則にて規定する。

なお、定年前再任用短時間勤務職員については、地方公務員法（以下「地公法」という。）第 22 条の 4 第 5 項の規定により、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができないことから、本規則の適用の余地がない。

	本規則での対応	令和 14 年 4 月 1 日
暫定再任用職員	附則にて読替え (地公法を引用)	廃止
暫定再任用職員（短時間勤務）		(地公法に連動)
定年前再任用短時間勤務職員	規定しない (地公法を適用)	同左

(2) 第 1 条中「非常勤講師」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる者」（会計年度任用職員）に改める。地教行法は、会計年度任用職員制度が始まった令和 2 年 4 月 1 日で同内容の改正が行われていたため、今回、定年引上げに伴う改正に併せて改正を行う。

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の免職及び県の職員への採用に関する規則（平成14年静岡県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）を除く。</u>）並びに講師（<u>再任用職員及び非常勤講師を除く。</u>）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の2第2項の規定により、市町の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭並びに講師（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項各号に掲げる者を除く。</u>）に限る。）で法第47条の2第1項各号のいずれにも該当するもの（地公法第28条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用すること（以下「免職採用」という。）の手續に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する第1条の規定の適用については、同条中「養護助教諭」とあるのは「養護助教諭（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）」と、「講師（地方公務員法」とあるのは「講師（暫定再任用職員及び地方公務員法」とする。